

平成17年6月15日
経済産業省

迷惑メール事業者に対する初の業務停止命令 及びワンクリックの不当請求に対する是正指示について

～ 出会い系サイト・アダルト画像サイト事業者2社に対する業務停止命令等～

経済産業省は、6月14日付けで、出会い系サイト及びアダルト画像サイトを運営している有限会社エス・ケー・アイ及び有限会社アジア・オアシスの2社（京都府京都市）に対し、特定商取引法違反（表示義務違反）を認定し、通信販売に関する業務の一部を3か月間停止するように命じました。特定商取引法に基づいて迷惑メール事業者に対して業務停止命令をかけるのは、今回が初めてです。また、有限会社エス・ケー・アイはアダルト画像サイトにおいてワンクリックで強制登録（顧客の意に反する申込み）をさせていることから、違反行為の是正を指示する行政処分を行いました。

1. (有)エス・ケー・アイ及び(有)アジア・オアシスは、その運営するサイトの広告を電子メールで不特定多数の者に送っていましたが、この広告メールは、特定商取引法における表示義務を遵守しておらず、特定商取引法第11条第1項及び第2項の規定に違反していました。具体的には、件名の最前部に「未承諾広告」の表示、メール本文の最前部に「<事業者>」の表示、事業者名称、受信拒否通知を受けるメールアドレス及び受信者のメールアドレスを通知することによって広告メールの提供が停止される旨の表示がありませんでした。また、2社が運営するサイト及びサイトに係る広告メールには、事業者の連絡先（住所、電話番号、事業者名、責任者名、電子メールアドレス）の表示が欠落していました。（これらの違反に関し、両社に業務停止命令3か月）
2. (有)エス・ケー・アイが運営するアダルト画像サイトにおいては、トップ画面上に表示される画像やボタンをクリックするとすぐに、「登録ありがとう」、「あなたの個人識別番号を登録させていただき、入会手続きを完了しました。」等と表示され、最終的な申込みとなる前に、申込みの内容を確認し、修正をする画面の設定がありませんでした。このように、同社のアダルト画像サイトは、画面上の画像やボタンをクリックすることが契約の

申し込みになると、消費者が容易に認識できるような表示をしておらず、特定商取引法第14条（特定商取引法施行規則第16条）に規定する「顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に該当し、特定商取引法に違反していました。（（有）エス・ケー・アイに指示）

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室		011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室		022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室		048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室		052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室		06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室		082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室		087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室		092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098 - 862 - 4373

(別紙)

有限会社エス・ケー・アイ及び有限会社アジアン・オアシス
に対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

事業者名	(有)エス・ケー・アイ	(有)アジアン・オアシス
代表者名	代表取締役 坂元優一郎	代表取締役 坂元優一郎
所在地	京都市下京区綾小路通西洞院 東入新釜座町716番地1	京都市中京区三条通高倉東入 栴屋町59番地1
資本金	300万円	300万円
売上高	約1億3800万円 (平成16年度)	約60万円 (平成17年1月~平成17年2月)
会員数	約1400名 (出会い系サイト会員数)	約340名 (出会い系サイト会員数)
設立年月日	平成13年11月12日	平成16年8月3日
取引類型	通信販売 (役務:異性紹介、画像配信)	通信販売 (役務:異性紹介)
サイト名	ぶっくま〜く(出会い系サイト) 淫乱生中継、MilkyShot、 みんなの写メール掲示板、 GirlsBravo、好色動画エックス (アダルト画像サイト)	恋愛番号(出会い系サイト)

2. サイトの広告メールとサイトの概要

2社が運営するサイトに係る広告メールは、(有)エス・ケー・アイの社員又はアルバイトが他社の無料掲示板サイト等を利用して取得した不特定多数のメールアドレスをあて先とし、消費者の承諾を得ずに送信されていた。また、当該広告メールの送信元には偽造アドレスを使い、ヘッダ情報も改ざんする等、受信者に送信元がわからないように送信をしていた。同社の社員又はアルバイトは、広告メールを1日20時間体制で送信しており、1日約40万通、1ヶ月では約1200万通にも及ぶ大量送信を行っていた。

2社が運営する出会い系サイトでは、無料登録で会員を募り、掲示板への

書き込みや異性とのメールのやりとりに対し、利用者に課金していた。

また、(有)エス・ケー・アイが運営するアダルト画像サイトでは、サイトにアクセスした消費者が画像等を1回クリックしただけで、強制的に入会登録となり、入会金5万円と前払いの利用料金18万円(180日間の閲覧料金)を課していた。さらに、当該サイトで入会登録となると、同社が運営する別の有料3サイトに同時入会登録される仕組みになっているため、入会登録させられた者には合計4サイト分の入会金・利用料金の請求(92万円)が行われた。

3. (有)エス・ケー・アイ及び(有)アジア・オアシスに対する業務停止命令について

(1) 業務停止命令の内容

(有)エス・ケー・アイ及び(有)アジア・オアシスは、以下の業務を停止すること。

通信販売の広告をすること。

通信販売に係る契約の申込みを受けること。

通信販売に係る契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成17年6月16日から平成17年9月15日まで(3か月間)

(3) 業務停止命令の原因となる事実

2社の通信販売広告(広告メール)は、以下のように特定商取引法で義務付けられている表示がなされておらず、同法に違反する。

広告メールにおける「未承諾広告」の不表示(特定商取引法第11条第1項第5号、同法施行規則第8条第1項第10号及び第2項)

受信拒否に係る連絡方法の不表示(特定商取引法第11条第2項、同法施行規則第10条の4)

特定商取引法では、通信販売(出会い系サイトやアダルト画像サイトも通信販売に該当する。)の広告メールの件名に「未承諾広告」、広告メール本文の最前部に「<事業者>」、事業者名、受信拒否通知を受けるメールアドレス及び受信者の電子メールアドレスを通知することによって広告メールの提供が停止される旨の表示を行うことが義務付けられている。しかしながら、(有)エス・ケー・アイが運営するアダルト画像サイト「淫乱生中継」に係る

広告メールの件名（表題部分）は「彼氏を見つけることにしました」「ドキドキデートしよ」等と表示され、「未承諾広告」の表示がない。また、メール本文にはサイトへ誘導する文言とURLのみが表示されていて、受信拒否に係る連絡方法の表示はない。

事業者の住所及電話番号、事業者の代表者又は業務責任者の氏名、並びに事業者の電子メールアドレスの不表示（特定商取引法第11条第1項第5号、同法施行規則第8条第1項第1号、第2号及び第9号）

2社が運営するサイトに係る広告メール及びサイト上には、特定商取引法で義務付けられた事業者の連絡先（住所、電話番号、事業者名、責任者名、メールアドレス）の表示が欠落している。

4. (有)エス・ケー・アイに対する指示について

(1) 指示の内容

通信販売に係る電子契約の申込みを受ける場合において、電子契約に係る電子計算機の操作（当該電子契約の申込みとなるものに限る。）が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示すること。

通信販売に係る電子契約の申込みを受ける場合において、申込みの内容を顧客が当該電子契約の申込みとなる電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正ができるようにすること。

(2) 指示を行う原因となる事実

通信販売サイトにおける顧客の意に反する申し込み（特定商取引法第14条、同法施行規則第16条第1項第1号及び第2号）

特定商取引法では、電子契約の申込みを受ける場合には、クリック等の操作が契約の申込みになることを、消費者が容易に認識できるよう表示し、消費者が申込みの内容を認識・修正できるようにしておくことが義務付けられている。しかしながら、(有)エス・ケー・アイが運営するアダルト画像サイトでは、トップページの「規約」以外のボタンや画像をクリックすると、すぐに入会手続き完了画面が表示され、画面上で利用料金、料金未納の場合の請求方法等の説明が行われる。また、同サイトの規約ページで「同意する」をクリックしても、入会手続き完了画面が表示される。このように、画面上のボタンをクリッ

クすることが契約の申し込みになると、消費者が当該操作を行う際、容易に識別できるように表示をしておらず、クリック後に申し込み内容を確認・修正する画面も設けていない。